

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 上村林業

平成 2 2 年 6 月

(社) 全国林業改良普及協会

目 次

I. 有限会社 上村林業の概要・確認資料一覧

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

V. 審査判定表

I. 有限会社 上村林業の概要

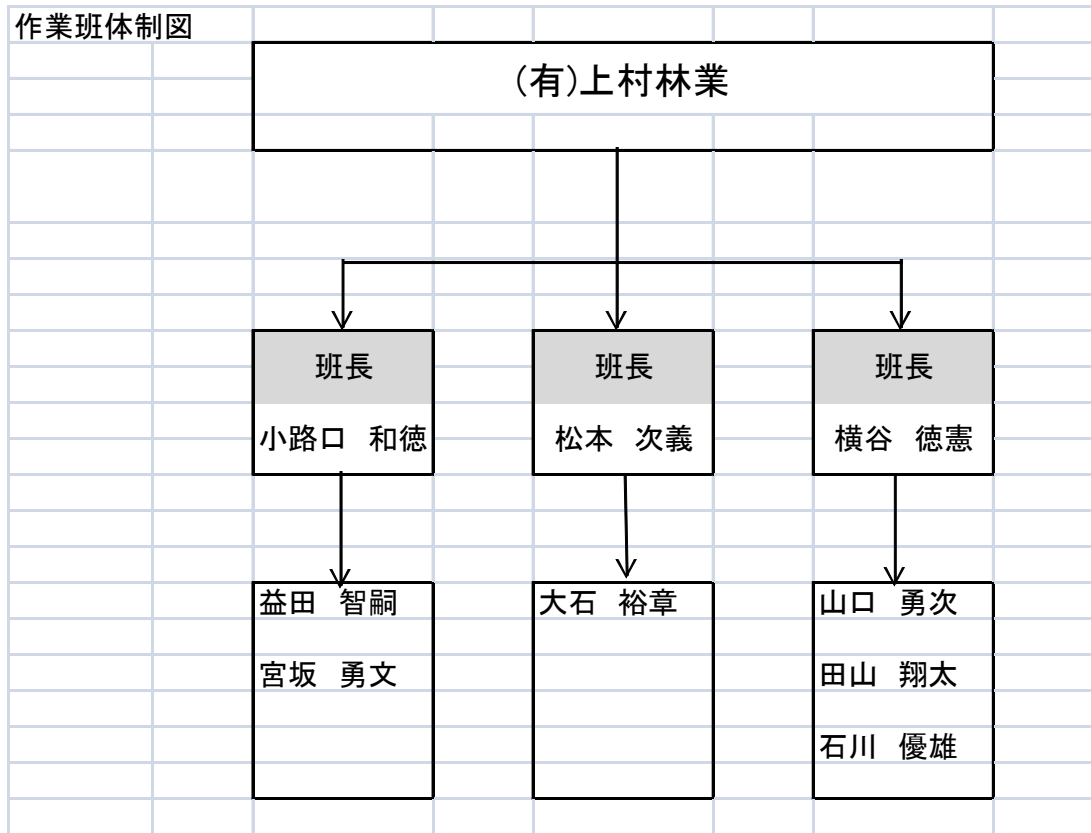
1. 申請者名称 : 有限会社 上村林業
代表取締役 上村峰生
(所在地) 熊本県人吉市古仏頂町 6 5 6 - 1
2. 認定事業体名 有限会社 上村林業
3. 認定対象業種 素材生産・販売
4. 沿革・概要

【沿革・概要】

有限会社 上村林業は、現在の代表取締役が昭和 61 年 4 月に先代より引き継ぎ、平成 13 年 1 月に法人化された。同社は、熊本県人吉市を起点とし、主に国有林（九州森林管理局管内）をフィールドとした素材生産業及び造林業を営んでいる。法人設立後、平成 14 年頃から高性能林業機械を積極的に導入し、若い人材の雇用に努めている。現在、年間約 7,000 m³ の素材生産と 20ha の造林を行っている。

- 設 立 平成 13 年 1 月 4 日
- 資 本 金 3 0 0 万円
- 年間売上高 7 0 0 0 万円
- 従業員数 役員 2 名(うち事務 1 名)、現場 9 名

○作業班体制



○取得資格等一覧

- ・ 林業架線作業主任者 3名
- ・ 車両系建設機械運転技能講習 4名
- ・ 地山の掘削作業主任者 1名
- ・ 土止め支保工作業主任者 1名
- ・ 玉掛け技能講習修了者 5名
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習 4名
- ・ はい作業主任者技能講習終了者 2名
- ・ フォークリフト運転技能講習終了者 2名
- ・ 伐木造材作業安全衛生教育 1名
- ・ 日本赤十字救急法一般講習 1名
- ・ チェンソー特別教育 10名
- ・ 刈払機取扱作業教育 10名

○所有機械

a・プロセッサー	2台
b・スイングヤーダー	2台
c・フォワーダ	2台
d・集材機	2台
e・チェーンソー	10台

5. 木材・木製品の年間取扱実績

○期間(1年) 平成20年9月1日～平成21年8月31日

○木材・木製品の取扱量 原木(原料)取扱量 7,000 m³

○原木入荷先／九州森林管理局熊本南部・北薩森林管理署管内

宮崎森林管理署都城支所管内

人吉球磨・鹿児島県伊佐市等一般山林

○原木出荷先／(株)人吉素材流通センター、肥後木材(株)、
(株)南栄、新栄合板工業(株)

6. 分別・表示管理体制

認定事業体としての有限会社上村林業の役割は、管轄地域内の認証森林(九州森林管理局熊本南部森林管理署管内)での伐採、搬出、山土場検収、運材までを想定している。これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。

有限会社上村林業では、SGEC認証林産物総括管理責任者のもと、「SGEC分別・表示システムの諸規程に則り、認証森林から産出された林産物の適切かつ効率的な利用を目的」とした一元的な「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「認証林産物生産・出荷管理計画」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図っている。

なお、素材生産は、持続可能な森林経営の行われている森林内での作業であることから、実行段階でのマニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を作成し、現場職員に対する分別・表示管理の徹底と、「持続可能な森林経営」に対する教育・指導体制を執っていることを確認した。

(主な確認資料)

- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の分別・表示管理計画図
- ・認証林産物の分別・表示管理体制
- ・「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 有限会社 上村林業の審査経過

有限会社上村林業の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの
兒島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

【審査申込】

平成22年4月24日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

【認定審査】

平成22年5月25日／書類確認及び現地確認

(場 所)

有限会社上村林業事務所、素材生産現場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	専門審査員	原山洋士
同	同	小邦 徹
同	審査員	宇佐美均

(出席者)

有限会社 上村林業 代表取締役 上村峰生

(内 容)

1. 有限会社上村林業事務所において、提出された書類及び資料を受けるとともに、森林認証・分別表示についての説明を行い、SGEC 分別・表示システム諸規定の遵守意志を確認した。
2. 事業の概要、事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 作業現場を順次調査し、伐採、搬出、選別、保管、出荷における安全・林地保全対策、木材の流れ、および現場管理の仕組み等について確認を行った。
4. 現場担当者に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理体制等について聞き取りを行い、実行意思を確認した。

【審査判定】

平成 22 年 6 月 25 日

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事	真柴 孝司

(事務局)

(社) 全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺 政一
同	認証審査センター	児島 裕
同	認証審査センター	野田 昭一
同	認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 有限会社 上村林業の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社 上村林業は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
2. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体として、「認証材産地出荷証明書」など、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)